

静岡県港湾管理条例

制定 昭和36年10月4日 条例第54号

改正 令和4年12月27日 条例第49号まで

静岡県港湾管理条例をここに公布する。

静岡県港湾管理条例

(目的)

第1条 この条例は、港湾法(昭和25年法律第218号。以下「法」という。)の規定により県が管理する港湾の利用及び管理に関し必要な事項を定め、もつて港湾の機能の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 港湾 別表第1に掲げる港湾
- (2) 港湾施設 法第2条第5項第1号から第14号までに掲げる施設で県が管理するもの
- (3) プレジャーボート係留施設 港湾施設のうち、プレジャーボート(船舶のうち、漁船法(昭和25年法律第178号)第2条第1項に規定する漁船、国又は地方公共団体が所有する船舶その他規則で定める船舶を除いたものをいう。以下同じ。)のための簡易な係留施設で知事が告示で定めるもの

(一部改正〔昭和50年条例14号・52年32号・平成7年22号・11年44号・13年28号〕)

(禁止事項)

第3条 港湾施設(港湾環境整備施設のうち、緑地、広場及び遊歩道(以下「緑地等」という。)を除く。以下この条において同じ。)においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 船舶、貨物等を捨て、若しくは放置し、又は係留施設に貨物を停滞させること。
- (2) 係留施設において、知事の定める負荷重量を超える物件を荷役し、又は搬入すること。
- (3) その他港湾施設を損傷するおそれのある行為又は港湾施設の機能を低下させる行為をすること。

(一部改正〔平成11年条例44号・13年28号・18年24号〕)

第3条の2 緑地等においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 緑地等を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 指定された場所以外の場所へ車両、船舶等を持ち入れ、又は留め置くこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、緑地等の管理に支障を及ぼすおそれがある行為をすること。

(追加〔平成18年条例24号〕)

(許可事項)

第4条 港湾施設において、次の各号のいずれかに掲げる行為(次項に規定するものを除く。)をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 別表第1の2に掲げる港湾施設(同表第8号に掲げるものを除く。)の使用
- (2) 別表第1の2第8号に掲げる港湾施設の独占的な使用

2 港湾施設において、次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければ

ならない。

- (1) 港湾施設を占用すること。
- (2) 工作物その他の設備を設け、又は変更すること(前号の占用を伴うものを除く。)
- (3) 爆発物その他の危険物(港則法施行規則(昭和23年運輸省令第29号)第12条の告示で定める危険物をいう。)を荷役するために港湾施設を使用し、又はこれらの物件を積載した船舶に係留し、若しくは停泊させること。
- (4) 係留施設に船舶に係留に支障のある物件に係留すること。
- (5) 係留施設を船舶に係留、荷役又は船客の乗降以外の用に供すること。
- (6) 係留施設において、汚物、腐敗物、悪臭を発する物その他衛生上有害と認められる物を荷役すること。

3 知事は、前2項の許可に必要な条件を付することができる。

4 第2項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

5 第1項に係る許可の有効期間は1年以内とし、第2項第1号に係る許可の有効期間は知事が特に必要があると認めるときを除き3年以内とする。同号に係る許可にあつては、その有効期間が満了した場合において、これを更新しようとするときの期間についても、また同様とする。

6 第2項第3号に規定する物件には、危険物である旨を表示しなければならない。

(一部改正〔昭和57年条例12号・平成11年24号・44号・13年28号・18年24号〕)

(使用禁止等の命令)

第5条 知事は、港湾施設の保全又は機能の確保のため必要があると認めるときは、港湾施設の使用又は貨物の取扱いについて必要な規制を加えることができる。

第6条及び第7条 削除

(〔平成7年条例22号〕)

(使用料)

第8条 第4条第1項又は第2項の許可を受けた者(知事が別に定めるものを除く。)は、別表第2又は別表第2の2に掲げる使用料を納入しなければならない。ただし、次に掲げる船舶については、この限りでない。

- (1) 総トン数5トン未満の船舶(プレジャーボート係留施設を使用するものを除く。)
- (2) 避難のため入港した船舶

2 使用料は、知事の発行する納入通知書により納入するものとする。ただし、知事が別に定めるものについては、この限りでない。

(一部改正〔昭和39年条例46号・平成7年22号・11年24号・18年24号・20年32号〕)

第8条の2 削除

(〔平成20年条例32号〕)

(占用料等)

第8条の3 法第37条第1項第1号又は第2号に係る許可を受けた者から占用料又は土砂採取料(以下「占用料等」という。)を徴収する。

2 前項の占用料等の額は、占用料にあつては別表第4の規定により算定した額(占用の期間が1月に満たない場合には、同表の規定により算定した額に100分の110を乗じて得た額)とし、土砂採取料にあつては同表の規定により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。

3 前項の規定による占用料等の額が500円未満であるときは、500円とする。

4 占用料等は、知事の発行する納入通知書により納入するものとする。

- 5 占用料等は、許可の日又は年度当初の日から60日以内に徴収する。
- 6 許可期間が許可をした日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の占用料等は、毎年度、当該年度分を徴収する。
- 7 知事は、占用料等が特に多額であるとき、その他の理由により、一時に全額を徴収することが困難であると認める場合は、前2項の規定にかかわらず、分割して徴収することができる。

(追加〔平成12年条例49号〕、一部改正〔平成25年条例76号・31年37号〕)

(使用料及び占用料等の減免)

第9条 知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料及び占用料等を減免することができる。

(一部改正〔昭和38年条例21号・平成12年49号・18年24号・19年27号・20年32号〕)

(使用料及び占用料等の還付)

第10条 既納の使用料及び占用料等は、還付しない。ただし、天災事変等により許可を受けた行為をすることができなくなつたとき、その他知事が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(一部改正〔平成12年条例49号〕)

(権利義務の移転)

第11条 第4条第2項第1号に係る許可によつて生じた権利義務は、知事の許可を受けなければ他人に移転してはならない。

(一部改正〔平成11年条例44号〕)

(権利義務の承継)

第12条 前条の規定にかかわらず、第4条第2項第1号に係る許可によつて生じた権利義務は、当該許可を受けた者について死亡、合併又は分割(当該許可に係る行為を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該行為を承継した法人が承継するものとする。この場合において、当該承継者は、承継の日から1月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(一部改正〔平成11年条例44号・13年28号〕)

(監督処分)

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、第4条第1項若しくは第2項の許可を取り消し、使用を制限し、又は使用場所の変更、船舶の除去、工作物その他の設備の除去若しくは変更その他の措置を命ずることができる。

- (1) 港湾施設においてこの条例に違反した者又は港湾施設においてした行為に係るこの条例に基づいて発する知事の命令に違反した者
- (2) 偽りその他不正の手段により許可を受けた者
- (3) 正当な理由によらないで使用料の納入を怠つた者

2 知事は、第4条第1項又は第2項の許可を受けた者に対し、港湾工事のため必要があるときその他知事が港湾管理のため必要があると認めるときは、前項の規定による処分をすることができる。

(全部改正〔平成11年条例44号〕、一部改正〔平成13年条例28号・19年27号・20年32号〕)

(命ずべき者が不明の場合の措置)

第13条の2 知事は、前条の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により船舶、工作物その他の物件を除去し、又は除去させたときは、当該物件を保管しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定により物件を保管したときは、当該物件の所有者、占有者その他当該物件について権原を有する者(以下「所有者等」という。)に対し当該物件を返還するため、規則で定めるところにより、規則で定める事項を公告しなければならない。
- 4 知事は、第2項の規定により保管した物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公告の日から起算して3月を経過してもなお当該物件を返還することができない場合において、規則で定めるところにより評価した当該物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、規則で定めるところにより、当該物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。
- 5 知事は、前項の規定による物件の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該物件を廃棄することができる。
- 6 第4項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。
- 7 第1項から第4項までに規定する除去、保管、売却その他の措置に要した費用は、当該物件の返還を受けるべき所有者等その他第1項に規定する当該措置を命ずべき者の負担とする。
- 8 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する費用の全部又は一部を免除することができる。
- 9 第3項の規定による公告の日から起算して6月を経過してもなお第2項の規定により保管した物件(第4項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該物件の所有権は、県に帰属する。

(追加〔平成11年条例44号〕、一部改正〔平成13年条例28号〕)

(報告及び検査)

第13条の3 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第3条若しくは第3条の2に規定する行為又は第4条第1項若しくは第2項に規定する行為をした者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、当該行為に係る場所若しくは当該行為をした者の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該行為の状況若しくは当該行為に係る船舶、工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(追加〔平成11年条例44号〕、一部改正〔平成13年条例28号・18年24号〕)

(原状回復の義務)

第14条 港湾施設の利用者は、その使用を終わつたとき、又は第13条第1項の規定により許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。ただし、知事がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(一部改正〔平成11年条例44号・13年28号〕)

(指定管理者による管理)

第14条の2 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体で知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に別表第5左欄に掲げる港湾の区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる港湾施設(以下「指定管理者管理港湾施設」という。)の管理に関する業務を行わせるものとする。

- 2 前項の指定管理者管理港湾施設の管理に関する業務の範囲は、別表第5左欄に掲げる港湾の区分に応じ、

それぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。

(全部改正〔平成17年条例63号〕)

(指定管理者の指定の申請)

第14条の3 前条第1項の規定による指定は、指定管理者管理港湾施設の管理を行おうとするものの申請により行うものとする。

2 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行うものとする。

(追加〔平成17年条例63号〕)

(指定管理者の指定)

第14条の4 知事は、前条第1項の申請があったときは、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するもののうちから、最も適切に指定管理者管理港湾施設の管理を行うことができると認められるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が、県民の平等な使用を確保することができるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、指定管理者管理港湾施設の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。

(追加〔平成17年条例63号〕)

(指定管理者の指定等の公示)

第14条の5 知事は、前条の規定による指定を行い、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示するものとする。

(追加〔平成17年条例63号〕)

(利用料金の納付)

第14条の6 指定管理者が第14条の2第2項の規定により行う第4条第1項の許可を受けた者は、第8条の規定にかかわらず、当該指定管理者に対し利用料金(地方自治法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。)を納付しなければならない。

2 前項の場合において、プレジャーボート係留施設、待合所、日の出緑地、遊歩道及び港湾関連団体用業務室に係る利用料金は、前納とする。ただし、当該施設の指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 指定管理者は、その管理に係る指定管理者管理港湾施設の利用料金を別表第2又は別表第2の2に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

4 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。

5 利用料金は、その納付を受けた指定管理者の収入とする。

(追加〔平成17年条例63号〕、一部改正〔平成18年条例24号・23年42号・26年67号〕)

(利用料金の減免)

第14条の7 指定管理者は、知事が定める基準に該当すると認めるときは、その管理に係る指定管理者管理港湾施設の利用料金を減免することができる。

(追加〔平成17年条例63号〕、一部改正〔平成23年条例42号〕)

(利用料金の不還付)

第14条の8 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、知事が定める基準に該当すると認めるときは、その管理に係る指定管理者管理港湾施設の利用料金を還付することができる。

(追加〔平成17年条例63号〕、一部改正〔平成23年条例42号〕)

(指定管理者の事業報告)

第14条の9 指定管理者は、毎年度終了後、規則で定めるところにより事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(追加〔平成17年条例63号〕)

(過料)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条、第3条の2、第4条第1項(指定管理者が第14条の2第2項の規定により行う場合を含む)、第2項、第4項若しくは第6項、第11条又は第14条の規定に違反した者
- (2) 第5条又は第13条の規定による知事の命令(同条第1項の規定による命令にあつては、指定管理者が第14条の2第2項の規定により行うものを含む。)に違反した者
- (3) 第13条の3第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避をした者

2 偽りその他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

(一部改正〔平成7年条例第22号・11年44号・13年28号・17年63号、18年24号〕)

(過怠金)

第15条の2 知事は、偽りその他不正の行為により、占用料等の徴収を免れた者から、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収する。

(追加〔平成12年条例49号〕)

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和37年1月1日から施行する。

(条例の廃止)

2 静岡県清水港に入出する船舶の届出に関する条例(昭和27年静岡県条例第43号)、静岡県清水港湾使用料条例(昭和27年静岡県条例第28号)及び静岡県沼津港物揚場使用料条例(昭和28年静岡県条例第24号)は、廃止する。

(経過規定)

3 この条例の施行前に静岡県清水港湾使用料条例及び静岡県沼津港物揚場使用料条例の規定により徴収すべき使用料の徴収については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に港湾施設の使用の許可を受けている者は、この条例の規定による許可を受けたものとみなす。

(利用料金の事前承認)

5 知事は、新たに第14条の4の規定により指定を行った場合は、当該指定に係る指定管理者が別表第5右欄に掲げる業務を開始する前においても、第14条の6第3項の規定による承認を行うことができる。

(追加〔平成20年条例32号〕)

附 則(昭和37年7月20日条例第38号)

1 この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

2 この条例の施行前に従前の規定により既に徴収し、又は徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和38年3月15日条例第21号）

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則（昭和39年3月21日条例第46号）

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。ただし、第8条及び第8条の2に係る改正規定は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年10月12日条例第48号）

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則（昭和41年3月22日条例第18号）

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則（昭和41年10月14日条例第34号）

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則（昭和42年3月20日条例第21号）

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則（昭和42年10月11日条例第52号）

1 この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日（以下「経過した日」という。）から施行する。ただし、上屋及び貯木場の項にかかる改正規定は、経過した日の属する月の翌月の1日から施行する。

2 この条例による改正前の静岡県港湾管理条例の規定に基づいて徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和43年3月22日条例第33号）

1 この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日（以下「経過した日」という。）から施行する。ただし、水面貯木場の項使用料金の金額に係る改正規定は、経過した日の属する月の翌月の1日から施行する。

2 改正前の静岡県港湾管理条例の規定に基づいて徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和43年10月8日条例第52号）

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則（昭和44年3月20日条例第16号）

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則（昭和45年3月20日条例第18号）

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則（昭和45年7月9日条例第36号）

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則（昭和45年10月9日条例第45号）

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則（昭和45年12月5日条例第52号）

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則（昭和46年3月15日条例第21号）

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則（昭和46年7月10日条例第40号）

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則(昭和46年10月12日条例第43号)

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則(昭和48年3月23日条例第15号)

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則(昭和48年7月11日条例第36号)

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則(昭和48年12月8日条例第51号)

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則(昭和50年3月22日条例第14号)

- 1 この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている港湾施設の使用の承認に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則(昭和50年10月20日条例第41号)

- 1 この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている岸壁、栈橋の使用の承認に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則(昭和51年3月25日条例第25号)

- 1 この条例は、昭和51年5月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前における港湾施設の使用に係る使用料については、この条例による改正後の静岡県港湾管理条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和52年10月24日条例第32号抄)

(施行期日)

この条例は、昭和53年1月1日から施行する。

附 則(昭和54年3月22日条例第13号)

- 1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、別表第2岸壁・栈橋の項及び係船浮標の項の改正規定、同表物揚場の項の次に駐車場の項を加える改正規定中一般使用に係る部分並びに同表廃油処理施設の項の改正規定中一般使用に係る部分は、同年5月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前における港湾施設の使用に係る使用料については、改正後の静岡県港湾管理条例別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 岸壁・栈橋の使用料については、昭和54年5月1日から同年12月31日までの間は、改正後の静岡県港湾管理条例別表第2岸壁・栈橋の項中「

7	円	3	円	50	銭
---	---	---	---	----	---

」とあるのは、「

6	円	3	円
---	---	---	---

」とする。

附 則(昭和56年3月25日条例第13号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、別表第2荷役機械の項の改正規定(固定式送油中継機の一般使用に係る部分に限る。)は、同年5月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月24日条例第12号)

- 1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。ただし、別表第2岸壁・栈橋の項、係船浮標の項及び荷役機械の項の改正規定、同表上屋の項の改正規定中一般使用に係る部分、同表荷さばき地の項の改正規定、同表物揚場の項の改正規定中一般使用、はしけ、起重機船及び雑種船に係る部分並びに同表野積場の項の改正規定中一般使用に係る部分は、同年5月1日から施行する。

2 この条例の施行前における港湾施設の使用に係る使用料については、改正後の静岡県港湾管理条例別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 岸壁・栈橋の使用料については、昭和57年5月1日から昭和58年3月31日までの間は、改正後の静岡県港湾管理条例別表第2岸壁・栈橋の項中「

9円	4円	50銭
----	----	-----

」とあるのは、「

8円	4円
----	----

」とする。

附 則(昭和60年3月25日条例第13号)

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、別表第2岸壁・栈橋の項及び係船浮標の項の改正規定、同表荷役機械の項の改正規定(固定式送油中継機の専用使用に係る部分を除く。)、同表上屋の項の改正規定中一般使用に係る部分、同表荷さばき地の項の改正規定、同表物揚場の項の改正規定(船舶の継続使用に係る部分を除く。)、同表駐車場の項及び野積場の項の改正規定中一般使用に係る部分並びに同表貯木場の項の改正規定に係る部分は、同年5月1日から施行する。

2 この条例の施行前における港湾施設の使用に係る使用料については、改正後の静岡県港湾管理条例別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和60年7月22日条例第31号)

この条例は、昭和60年8月1日から施行する。

附 則(平成元年3月29日条例第36号)

この条例は、平成元年5月1日から施行する。ただし、別表第2岸壁・栈橋の項、係船浮標の項及び荷役機械の項の改正規定(固定式送油中継機の専用使用に係る部分に限る。)、同表上屋の項の改正規定(一般使用に係る部分を除く。)、同表物揚場の項の改正規定(船舶の継続使用に係る部分に限る。)、同表駐車場の項の改正規定(専用使用に係る部分に限る。)、同表野積場の項の改正規定(専用使用に係る部分に限る。)並びに同表廃油処理施設の項の改正規定(専用使用に係る部分に限る。)は、同年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月25日条例第26号)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。ただし、別表第2岸壁・栈橋の項及び係船浮標の項の改正規定、同表荷役機械の項の改正規定(固定式送油中継機の専用使用に係る部分を除く。)、同表上屋の項の改正規定中一般使用に係る部分、同表荷さばき地の項の改正規定、同表物揚場の項の改正規定(船舶の継続使用に係る部分を除く。)、同表駐車場の項及び野積場の項の改正規定中一般使用に係る部分、同表貯木場の項の改正規定、同表廃棄物焼却施設の項の改正規定並びに同表廃油処理施設の項の改正規定中一般使用に係る部分は、同年5月1日から施行する。

2 この条例(前項ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前における港湾施設の使用に係る使用料については、改正後の静岡県港湾管理条例別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成5年3月29日条例第14号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。ただし、別表第2上屋の項の改正規定中特1級上屋の一般使用に係る部分は、同年5月1日から施行する。

附 則(平成6年3月30日条例第11号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。ただし、別表第2上屋の項の改正規定中くん蒸上屋の一般使用に係る部分は、同年5月1日から施行する。

附 則(平成7年3月20日条例第22号)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。ただし、別表第2岸壁・栈橋の項及び係船浮標の項の改正規定、同表荷役機械の項の改正規定(固定式送油中継機の専用使用に係る部分を除く。)、同表

上屋の項の改正規定中一般使用に係る部分、同表荷さばき地の項の改正規定、同表物揚場の項の改正規定(船舶の継続使用に係る部分を除く。)、同表駐車場の項及び野積場の項の改正規定中一般使用に係る部分、同表貯木場の項の改正規定、同表廃棄物焼却施設の項の改正規定並びに同表廃油処理施設の項の改正規定中一般使用に係る部分は、同年5月1日から施行する。

2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現になされている使用(その期間を改正後の静岡県港湾管理条例別表第2の使用料金の算定単位ごとに分割した場合の1算定単位の期間の始期が前項ただし書に規定する規定の施行前に属する部分の使用に限る。)に係る使用料の額は、改正後の静岡県港湾管理条例別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成7年12月26日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月28日条例第19号)

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則(平成9年3月28日条例第29号)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、別表第2岸壁・栈橋の項及び係船浮標の項の改正規定、同表荷役機械の項の改正規定(固定式送油中継機の専用使用に係る部分を除く。)、同表上屋の項の改正規定中一般使用に係る部分、同表荷さばき地の項の改正規定、同表物揚場の項の改正規定(船舶の継続使用に係る部分を除く。)、同表野積場の項の改正規定中一般使用に係る部分、同表貯木場の項及び廃棄物焼却施設の項の改正規定並びに同表廃油処理施設の項の改正規定中一般使用に係る部分は、同年5月1日から施行する。

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現になされている使用(その期間を改正後の静岡県港湾管理条例別表第2の使用料金の算定単位ごとに分割した場合の1算定単位の期間の始期が同項ただし書に規定する改正規定の施行前に属する部分の使用に限る。)に係る使用料の額は、改正後の静岡県港湾管理条例別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成10年3月27日条例第21号)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

2 改正後の静岡県港湾管理条例別表第2の規定の適用については、同表プレジャーボート係留施設の項中「2,800円」とあるのは、この条例の施行の日から平成13年3月31日までの間は「2,200円」とし、平成13年4月1日から平成16年3月31日までの間は「2,500円」とする。

附 則(平成11年3月19日条例第24号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、別表第2駐車場の項の改正規定中一般使用に係る部分は公布の日から起算して30日を経過した日から、同表上屋の項の改正規定及び同表待合所の項の改正規定は平成11年5月1日から施行する。

附 則(平成11年7月27日条例第44号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の静岡県港湾管理条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により適法に改正後の静岡県港湾管理条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第4号に規定する行為(以下「係留等」という。)をしている者のうち、改正後の条例の規定を適用した場合に係留等がなくなる者については、この条例の施行の日から起算して3月間は、改正後の条例第3条の2第2項

の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に受けている改正前の条例第4条第1項の許可又は静岡県港湾管理規則(昭和36年静岡県規則第56号。以下「管理規則」という。)第20条の承認は、それぞれ改正後の条例第4条第2項又は第1項の規定により受けた許可とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に知事に対しされている改正前の条例第4条第1項の許可又は管理規則第20条の承認に係る申請は、それぞれ改正後の条例第4条第2項又は第1項の許可に係る申請とみなす。
- 5 この条例の施行前に改正前の条例の規定によりされた処分は、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の条例の相当規定によりされた処分とみなす。

附 則(平成11年10月26日条例第51号)

この条例中第1条の規定は平成11年12月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月21日条例第49号)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、別表第2港湾施設用地の項備考の欄(4)の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前に静岡県港湾管理規則(昭和36年静岡県規則第56号)の規定によってした占用料及び土砂採取料の徴収に係る処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によってしたものとみなす。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成13年3月28日条例第28号)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、別表第2軌道走行式荷役機械の項の改正規定は、同年5月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成14年3月28日条例第29号)

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。ただし、別表第2のプレジャーボート係留施設の項の改正規定は、平成14年5月1日から施行する。

附 則(平成16年8月6日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年7月15日条例第63号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 改正後の静岡県港湾管理条例(以下「新条例」という。)第14条の2第1項の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第14条の3から第14条の5までの規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に改正前の静岡県港湾管理条例(以下「旧条例」という。)の規定により知事がした許可その他の行為(新条例別表第5左欄に掲げる港湾の同表中欄に掲げる港湾施設についてした同表右欄に掲げる業務に係るものに限る。)は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の指定管理者をいう。以下同じ。)がした許可その他の行為とみなす。

- 4 この条例の施行の際旧条例の規定により知事に対してされている申請その他の行為（新条例別表第5左欄に掲げる港湾の同表中欄に掲げる港湾施設についてした同表右欄に掲げる業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。
- 5 新条例第14条の6第3項の規定による知事の承認があるまでの間は、新条例別表第2に定める額を同項の規定により知事の承認を得た利用料金（法第244条の2第8項の利用料金をいう。）の額とみなす。

附 則（平成18年3月24日条例第24号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定、第14条の6の改正規定、別表第2の改正規定、同表の次に1表を加える改正規定及び別表第4第1号の表（注）の改正規定は同年5月1日から施行する。

附 則（平成19年3月20日条例第27号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表第2駐車場の項備考の欄（4）の改正規定は、同年6月2日から施行する。

附 則（平成20年7月18日条例第32号）

この条例は、平成20年8月1日から施行する。ただし、別表第2上屋の項の改正規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成20年8月規則第42号で、同20年9月1日から施行）

附 則（平成22年12月28日条例第53号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月18日条例第18号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月25日条例第42号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項、附則第3項及び第6項の規定は、公布の日から施行する。
（準備行為）
- 2 改正後の静岡県港湾管理条例（以下「新条例」という。）別表第5左欄に掲げる港湾（御前崎港に限る。以下同じ。）に係る新条例第14条の4の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第14条の3から第14条の5までの規定の例により行うことができる。
- 3 新条例別表第5左欄に掲げる港湾に係る新条例第14条の6第3項の規定による承認及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第14条の6第3項及び第4項の規定の例により行うことができる。
（経過措置）
- 4 この条例の施行前に改正前の静岡県港湾管理条例（以下「旧条例」という。）の規定により知事がした許可その他の行為（新条例別表第5左欄に掲げる港湾の同表中欄に掲げる港湾施設についてした同表右欄に掲げる業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。
- 5 この条例の施行の際旧条例の規定により知事に対してされている申請その他の行為（新条例別表第5左欄に掲げる港湾の同表中欄に掲げる港湾施設についてされた同表右欄に掲げる業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

- 6 新条例別表第5左欄に掲げる港湾の同表中欄に掲げる港湾施設については、新条例第14条の6第3項の規定による知事の承認があるまでの間は、新条例別表第2に定める額を同項の規定により知事の承認を得た利用料金（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項の利用料金をいう。）の額とみなす。

附 則（平成24年10月23日条例第53号）

この条例は、平成24年11月1日から施行する。

附 則（平成25年12月27日条例第76号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際限になされている使用（その期間を改正後の静岡県港湾管理条例別表第2及び別表第2の2の使用料の算定単位ごとに分割した場合の1算定単位の期間の始期がこの条例の施行前に属する部分の使用に限る。）に係る使用料の額は、改正後の静岡県港湾管理条例別表第2及び別表第2の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年7月18日条例第67号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項、附則第3項及び第6項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の静岡県港湾管理条例（以下「新条例」という。）別表第5左欄に掲げる港湾（浜名港（舞阪漁港を除く。）に限る。以下同じ。）に係る新条例第14条の4の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第14条の3から第14条の5までの規定の例により行うことができる。
- 3 新条例別表第5左欄に掲げる港湾に係る新条例第14条の6第3項の規定による承認及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第14条の6第3項及び第4項の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 4 この条例の施行前に改正前の静岡県港湾管理条例（以下「旧条例」という。）の規定により知事がした許可その他の行為（新条例別表第5左欄に掲げる港湾の同表中欄に掲げる港湾施設についてした同表右欄に掲げる業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。
- 5 この条例の施行の際旧条例の規定により知事に対してされている申請その他の行為（新条例別表第5左欄に掲げる港湾の同表中欄に掲げる港湾施設についてされた同表右欄に掲げる業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。
- 6 新条例別表第5左欄に掲げる港湾の同表中欄に掲げる港湾施設については、新条例第14条の6第3項の規定による知事の承認があるまでの間は、新条例別表第2の2に定める額を同項の規定により知事の承認を得た利用料金（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項の利用料金をいう。）の額とみなす。

附 則（平成28年3月29日条例第19号）

- この条例は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

附 則（平成28年12月27日条例第50号）

（施行期日）

この条例は、平成29年3月12日から施行する。ただし、別表第2固定式荷役機械の項の改正規定は公布の日から、同表港湾施設用地の項の改正規定は平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月27日条例第45号）

この条例は、平成30年3月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日条例第37号）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現になされている使用（その期間を改正後の静岡県港湾管理条例別表第2及び別表第2の2の使用料の算定単位ごとに分割した場合の1算定単位の期間の始期がこの条例の施行前に属する部分の使用に限る。）に係る使用料の額は、改正後の静岡県港湾管理条例別表第2及び別表第2の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

（一部改正〔昭和50年条例14号・平成26年67号〕）

清水港

熱海港

伊東港

下田港

手石港

松崎港

宇久須港

土肥港

沼津港

田子の浦港

榛原港

相良港

御前崎港

浜名港（舞阪漁港を除く。以下同じ。）

別表第1の2（第4条関係）

（追加〔平成11年条例44号（平成11年条例51号）〕、一部改正〔平成18年条例第24号〕）

- (1) 水域施設 泊地
- (2) 係留施設 岸壁、係船浮標、栈橋、物揚場又はプレジャーボート係留施設
- (3) 臨港交通施設 駐車場
- (4) 荷さばき施設 固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地又は上屋
- (5) 旅客施設 待合所
- (6) 保管施設 野積場又は貯木場
- (7) 廃棄物処理施設 廃棄物焼却施設又は廃油処理施設
- (8) 港湾環境整備施設 緑地、広場又は遊歩道
- (9) 港湾管理施設 港湾関連団体用業務室
- (10) 移動式施設 移動式荷役機械

別表第2（第8条、第14条の6関係）

（全部改正〔昭和39年条例46号〕、一部改正〔昭和40年条例48号・41年18号・54号・42年21号・52号・43年33号・52号・44年16号・45年36号・45号・48年15号・51号・50年14号・41号・51年25号・54年13号・56年13号・57年12号・60年13号・31号・平成元年36号・4年26号・5年14号・6年11号・7年22号・55号・8年19号・9年29号・10年21号・11年24号・51号・12年49号・13年28号・14年29号・16年45号・17年63号・18年24号・19年27号・20年32号・22年53号・23年18号・25年76号・28年19号・28年50号・29年45号・31年37号・令和4年49号〕）

区分		使用料			備考	
		算定単位	金額			
			清水港、田子の浦港、御前崎港及び沼津港	それ以外の港湾		
泊地	清水港折戸湾及び袖師地区泊地	係船浮標の使用料の2分の1の額			係船浮標を使用する場合は、泊地の使用料は、徴収しない。	
岸壁・ 棧橋	船舶 (はしけ、起重機船及び雑種船を除く。)	外航船舶	総トン数1トン 24時間につき	10円90銭	5円40銭	(1) 清水港、田子の浦港、御前崎港及び沼津港については、使用時間が2時間未満の場合の使用料は4円90銭とし、使用時間が2時間以上12時間以下の場合の使用料は8円20銭とする。 (2) 清水港、田子の浦港、御前崎港及び沼津港以外の港湾については、使用時間が1時間未満の場合の使用料は、2円40銭とする。
	その他の船舶		11円90銭	5円80銭	(1) 清水港、田子の浦港、御前崎港及び沼津港については、使用時間が2時間未満の場合の使用料は5円10銭とし、使用時間が2時間以上12時間以下の場合の使用料は8円80銭とする。 (2) 清水港、田子の浦港、御前崎港及び沼津港以外の港湾については、使用時間が1時間未満の場合の使用料は、2円40銭とする。	
はしけ 起重機船 雑種船	載貨重量トン数300トン未満	1隻24時間につき	890円	440円		
			載貨重量トン数300トン以上	1,860円		920円
	揚力100トン未満	890円	440円			
		揚力100トン以上500トン未満	1,860円	920円		
		揚力500トン以上	2,780円	1,370円		
	雑種船	890円	440円			
係船浮標	総トン数1,000トン未満の船舶	1隻24時間につき	外航船舶	3,140円	780円	
			その他の船舶	3,440円	840円	
	総トン数1,000トン以上3,000トン未満の船舶		外航船舶	6,300円		
			その他の船舶	6,900円		

	総トン数 3,000トン以上 5,000トン未満の船舶	外航船舶 その他の船舶		9,440円 10,360円			
	総トン数 5,000トン以上 10,000トン未満の船舶	外航船舶 その他の船舶		14,160円 15,560円			
	総トン数 10,000トン以上 15,000トン未満の船舶	外航船舶 その他の船舶		23,390円 25,710円			
	総トン数 15,000トン以上の船舶	外航船舶 その他の船舶		28,320円 31,120円			
物揚場	船舶(はしけ、起重機船及び雑種船を除く。)	一般使用	外航船舶	総トン数1トン 24時間につき	2円40銭	2円40銭	漁船を除く。使用時間が1時間未満の場合の使用料は、1円70銭とする。
			その他の船舶		2円40銭	2円40銭	
	継続使用	総トン数 50トン未満	外航船舶	1隻1月につき	1,270円		漁船を除く。
			その他の船舶		1,370円	1,370円	
		総トン数 50トン以上 100トン未満	外航船舶		2,540円		
			その他の船舶		2,780円	2,780円	
		総トン数 100トン以上 300トン未満	外航船舶		5,080円		
			その他の船舶		5,580円	5,580円	
	総トン数 300トン以上	外航船舶	15,240円				
		その他の船舶	16,740円	16,740円			
はしけ	載貨重量トン数 300トン未満	300トン以上	1隻24時間につき	250円	250円		
				550円	550円		
	起重機船	揚力100トン未満		250円	250円		
		揚力100トン以上 500トン未満		550円	550円		
		揚力500トン以上		890円	890円		
雑種船		250円	250円				
駐車場	立て掛け式駐車場以外のもの	1級	一般使用	1台1時間まで	普通自動車 200円 バス 600円		(1) 駐車場の等級 1級駐車場 知事が別に告示で定める。

		専用使用	1台1月につき	普通自動車 7,800円	2級駐車場 1級駐車場以外の駐車場 (2) 1級駐車場の一般使用が1時間を超える場合の使用料は、1時間を超える使用時間30分(30分に満たない端数があるときは、30分とする。)につき、普通自動車にあつては100円を、バスにあつては300円を加算した額とする。 (3) 1級駐車場は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日には、専用使用することができない。 (4) 普通自動車とは道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条の普通自動車及び人の運送の用に供する同条の準中型自動車をいい、バスとは人の運送の用に供する同条の中型自動車及び大型自動車をいう。	
		2級 一般使用	1台1回につき	390円		
		専用使用	1台1月につき	5,360円		
	立て掛け式駐車場専用使用	1台1月につき	16,200円			
固定式荷役機械	固定式送油中継機	一般使用	取扱石油類1トンにつき	15円60銭		
		専用使用	1基1月につき	172,980円		
軌道走行式荷役機械	重量物用橋型走行式起重機(電動式)		1台30分につき	39,910円	はしけ取りの場合の使用料は、2分の1の額とする。	
	走行型陸揚機		取扱石炭類1トンにつき	84円		
			チップその他の取扱貨物(石炭類を除く。)1トンにつき	171円		
	走行型真空吸込式陸揚機		取扱穀類1トンにつき	203円		
荷さばき地	特級	貨物搬入の日から起算して15日まで	1平方メートル1日につき	5円80銭	荷さばき地の等級 特級荷さばき地 知事が別に告示で定める。 1級荷さばき地 特級荷さばき地以外の荷さばき地で舗装されたもの 2級荷さばき地 未舗装の荷さばき地	
		貨物搬入の日から起算して16日以後		8円90銭		
	1級	貨物搬入の日から起算して15日まで		3円90銭		3円90銭
		貨物搬入の日から起算して16日以後		5円80銭		5円80銭
	2級	貨物搬入の日から起算して15日まで		3円10銭		3円10銭
		貨物搬入の日から起算して16日以後		5円10銭		5円10銭
	荷さばき地の附帯施設である冷凍コンテナ用コンセント			1個1日につき		123円
上屋	1級 一般使用	貨物搬入の日から起算して15日まで	1平方メートル1日につき	30円10銭	上屋の等級 1級上屋 知事が別に告示で定める。 2級上屋	
		貨物搬入の日から起算して16日以後30日まで		60円20銭		

		貨物搬入の日から起算して31日以後		120円30銭	知事が別に告示で定める。
	専用使用		1平方メートル 1月につき	753円	3級上屋 知事が別に告示で定める。
2級	一般使用	貨物搬入の日から起算して15日まで	1平方メートル 1日につき	28円90銭	4級上屋 スプリンクラー付きの上屋
		貨物搬入の日から起算して16日以後30日まで		57円90銭	5級上屋
		貨物搬入の日から起算して31日以後		116円20銭	1級上屋、2級上屋、3級上屋及び4級上屋以外の上屋で昭和38年1月1日以後に建設した鉄筋コンクリート造りのもの
	専用使用		1平方メートル 1月につき	725円	6級上屋 4級上屋以外の上屋で昭和37年12月31日以前に建設した鉄骨造りのもの
3級	一般使用	貨物搬入の日から起算して15日まで	1平方メートル 1日につき	23円20銭	
		貨物搬入の日から起算して16日以後30日まで		46円40銭	
		貨物搬入の日から起算して31日以後		92円60銭	
	専用使用		1平方メートル 1月につき	580円	
4級	一般使用	貨物搬入の日から起算して15日まで	1平方メートル 1日につき	18円60銭	
		貨物搬入の日から起算して16日以後30日まで		37円10銭	
		貨物搬入の日から起算して31日以後		74円40銭	
	専用使用		1平方メートル 1月につき	463円	
5級	一般使用	貨物搬入の日から起算して15日まで	1平方メートル 1日につき	14円30銭	
		貨物搬入の日から起算して16日以後30日まで		29円30銭	
		貨物搬入の日から起算して31日以後		58円20銭	
	専用使用		1平方メートル 1月につき	371円	
6級	一般使用	貨物搬入の日から起算して15日まで	1平方メートル 1日につき	8円90銭	
		貨物搬入の日から起算して16日以後30日まで		18円50銭	
		貨物搬入の日から起算して31日以後		36円90銭	
	専用使用		1平方メートル 1月につき	238円	

くん蒸上屋	一般使用	貨物搬入の日から起算して15日まで	1平方メートル 1日につき	38円60銭			
		貨物搬入の日から起算して16日以後30日まで		77円30銭			
		貨物搬入の日から起算して31日以後		155円			
	専用使用		1平方メートル 1月につき	967円			
漁舎専用使用			1平方メートル 1月につき	清水港については 271円			
				沼津港については 360円			
待合所	一般使用		1平方メートル 1日につき	100円			
	専用使用		1平方メートル 1月につき		397円		
	待合所の附帯施設である展示場等		1平方メートル 1月につき	860円			
野積場	特級	一般使用	貨物搬入の日から起算して15日まで	1平方メートル 1日につき	5円80銭	野積場の等級 特級野積場 知事が別に告示で定める。 1級野積場 特級野積場以外の野積場で舗装されたもの 2級野積場 未舗装の野積場	
			貨物搬入の日から起算して16日以後		8円90銭		
		専用使用	1平方メートル 1月につき	151円			
	1級	一般使用	貨物搬入の日から起算して15日まで	1平方メートル 1日につき	3円90銭		3円90銭
			貨物搬入の日から起算して16日以後		5円80銭		5円80銭
		専用使用	1平方メートル 1月につき	103円	103円		
	2級	一般使用	貨物搬入の日から起算して15日まで	1平方メートル 1日につき	3円10銭		3円10銭
			貨物搬入の日から起算して16日以後		5円10銭		5円10銭
		専用使用	1平方メートル 1月につき	84円	84円		
	貯木場	水面整理場		1平方メートル 1月につき	17円60銭		
水面貯木場			清水港については 17円50銭 田子の浦港については 35円90銭 御前崎港については 13円50銭				

	陸上貯木場			53 円			
廃棄物焼却施設		1 月につき		357,000 円			
廃油処理施設	一般使用	水バラスト	外航船舶	1 立方メートルにつき	110 円	割増し料金 廃油処理施設の使用が次に掲げる場合の使用料は、この項の使用料の2分の1の額を加算した額とする。 (1) 静岡県の休日を定める条例(平成元年静岡県条例第8号)第1条第1項各号に掲げる日の場合 (2) (1)に掲げる日以外の日の午前零時から午前8時30分まで及び午後5時から翌日の午前零時までの場合	
			その他の船舶		110 円		
	ビルジ	外航船舶		1,120 円			
		その他の船舶		1,220 円			
専用使用		1 月につき		730,000 円			
緑地等	業として行う写真撮影	1 台 1 月につき		2,450 円	2,450 円		
	競技会、展示会、博覧会、興行、集会その他これらに類する催し等	1 平方メートル 1 日につき		40 円	40 円	商業宣伝、営業等を目的としない場合又は入場料その他これに類するものを催し等に参加する者から徴収しない場合の使用料は、2分の1の額とする。	
港湾関連団体用業務室		1 平方メートル 1 月につき		1,290 円			
港湾施設用地	永久的工作物を設ける場合		1 平方メートル 1 年につき	地価(時価)の 100 分の 5	地価(時価)の 100 分の 5	(1) 使用の期間が1月以上1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割計算とする。この場合において、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。 (2) 使用の期間が1月未満であるときは、日割計算とする。 (3) 電柱等の本数については、支柱又は支線は1本、H柱は2本とみなす。 (4) 国又は地方公共団体その他公共団体が地下埋設管を設置するため使用する場合の使用料は、2分の1の額とする。 (5) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第12項に規定するガス事業者、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第17号に規定する電気事業者又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が、地下埋設管(専ら特定の者に供給するためのものを除く。)を設置するため使用する場合の使用料は、2分の1の額とする。 (6) 使用の期間が1月未満の場合の使用料の額は、この項の規定により算出された額に100分の110を乗じて得た額とする。	
	仮設工作物を設ける場合			地価(時価)の 100 分の 3	地価(時価)の 100 分の 3		
	工作物を設けない場合			地価(時価)の 100 分の 1	地価(時価)の 100 分の 1		
	電柱等の建設		1 本 1 年につき	840 円	840 円		
	地下埋設管	外口径 40 センチメートル未満		1 メートル 1 年につき	180 円		180 円
		外口径 40 センチメートル以上 1 メートル未満			450 円		450 円
		外口径 1 メートル以上			900 円		900 円
電線共同溝に設ける電線その他の線類				5 円	5 円		
移動式荷役機械	タイヤマウント式ジブクレーン	1 台 1 時間につき		34,130 円			
注							
1 「外航船舶」とは、消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第17条第2項第3号に規定する船舶をいう。							
2 「その他の船舶」とは、外航船舶以外の船舶をいう。							

- 3 使用料の算定については、この表の備考の欄に特別の定めがあるものを除くほか、使用した数量等が1トン、24時間、1時間、1月、1平方メートル、1日、1立方メートル若しくは1メートルに満たないとき、又は使用した数量等に1トン、24時間、1時間、1月、1平方メートル、1日、1立方メートル若しくは1メートルに満たない端数があるときは、それぞれ1トン、24時間、1時間、1月、1平方メートル、1日、1立方メートル又は1メートルに切り上げるものとする。
- 4 1件の使用料の額が100円に満たないときは、100円とする。
- 5 1件の使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別表第2の2（第8条関係）

（追加〔平成18年条例24号・24年53号〕、一部改正〔平成25年76号・31年37号〕）

区分				使用料		備考
				算定単位	金額	
プレジャーボート係留施設	清水港	1級施設	1類	1隻1月につき	2,930円に艇長を乗じて得た額	(1) 施設の等級（清水港の1級施設に該当するものにあつては、施設の等級及び施設の類別）は、知事が別に告示で定める。 (2) 艇長は、1メートル単位で小数点以下2位まで算定するものとし、3位以下は、切り上げるものとする。 (3) 「第1種艇」とは第2種艇以外のプレジャーボートをいい、「第2種艇」とはモーターボート及びクルーザーヨットをいう。 (4) 県外に住所を有する者が使用する場合の使用料は、この項の使用料の5分の1の額を加算した額とする。
			2類		1,980円に艇長を乗じて得た額	
		2級施設			1,770円に艇長を乗じて得た額	
		3級施設			1,030円に艇長を乗じて得た額	
	浜名港	艇長が6メートル以下のプレジャーボート	第1種艇		5,320円	
			第2種艇		10,670円	
		艇長が6メートルを超え、8メートル以下のプレジャーボート	第1種艇		7,990円	
			第2種艇		16,010円	
		艇長が8メートルを超えるプレジャーボート	第1種艇		10,670円	
			第2種艇		21,340円	
	それ以外の港湾	A級施設			2,200円に艇長を乗じて得た額	
		B級施設			1,770円に艇長を乗じて得た額	
C級施設		1,460円に艇長を乗じて得た額				

注
 1 使用料の算定については、使用した月数が1月に満たないとき、又は使用した月数に1月に満たない端数があるときは、それぞれ1月に切り上げるものとする。
 2 1件の使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別表第3 削除

（〔平成20年条例32号〕）

別表第4（第8条の3関係）

（追加〔平成12年条例49号〕、一部改正〔平成18年条例24号・22年53号〕）

(1) 占用料

区分		算定単位	金額			
			特級地	1級地	2級地	
工作物の設置を伴うもの	広告板(掲示板を含む。)		表示面積1平方メートルにつき1年	690円	690円	310円
	電柱			1本につき1年	840円	840円
	鉄塔		占用面積1平方メートルにつき1年	1,500円	1,500円	1,500円
	管線類	外径が50センチメートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	150円	150円	110円
		外径が50センチメートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	390円	390円	290円

	漁業用施設	小割式魚類養殖施設	占有面積1平方メートルにつき1年	9円	9円	9円
		かき、のり等養殖施設	占有面積1平方メートルにつき1年	9円	9円	9円
		その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	90円	90円	90円
		船舶を係留し又は保管する施設	占有面積1平方メートルにつき1年	300円	300円	300円
		港湾区域（河川と重複する区域を除く。）内に設置する飲食店、宿泊施設、駐車場その他これらに類する施設（有脚式構造物等の移動が容易でないもの）	占有面積1平方メートルにつき1年	近傍の土地の価格（時価）の100分の5	近傍の土地の価格（時価）の100分の5	近傍の土地の価格（時価）の100分の5
		港湾区域（河川と重複する区域を除く。）内に設置する飲食店、宿泊施設、駐車場その他これらに類する施設（係留船等の移動が容易なもの）	占有面積1平方メートルにつき1年	近傍の土地の価格（時価）の100分の3	近傍の土地の価格（時価）の100分の3	近傍の土地の価格（時価）の100分の3
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	300円	300円	170円	
工作物の設置を伴わないもの	農地（樹園地を除く。）又は採草地	占有面積1平方メートルにつき1年	9円	9円	9円	
	茶、果樹等の樹園地	占有面積1平方メートルにつき1年	20円	20円	20円	
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	260円	160円	90円	

(注)

- 「特級地」とは清水港(河川と重複する区域を除く。)をいい、「1級地」とは下田港、伊東港、熱海港、沼津港及び田子の浦港並びに清水港のうち、河川と重複する区域をいい、「2級地」とはその他の港湾をいう。
- 電柱については、支柱及び支線は1本、H柱は2本とみなす。
- 表示面積、占有面積若しくは占有物件の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 占用の期間が1月以上1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割計算とする。この場合において、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
- 占用の期間が1月未満であるときは、日割計算とする。
- 1件の占用料の額に100円未満の端数があるときは、100円に切り上げる。

(2) 土砂採取料

区分	算定単位	金額
砂利	1立方メートルにつき	200円
砂	1立方メートルにつき	200円
土砂	1立方メートルにつき	200円
栗石(れき)(控長が25センチメートル以下のもの)	1立方メートルにつき	220円

の)		
玉石(控長が25センチメートルを超え40センチメートル以下のもの)	1立方メートルにつき	2,400円
玉石(控長が40センチメートルを超えるもの)	1個につき	時価を考慮してその都度知事が定める額

(注)

- 1 採取量にこの表に定める算定単位に満たない端数があるときは、この表に定める算定単位に切り上げる。
- 2 1件の土砂採取料の額に100円未満の端数があるときは、100円に切り上げる。

別表第5 (第14条の2関係)

(追加〔平成23年条例42号、26年67号〕)

港湾	港湾施設の種別及び名称	業務の範囲
清水港	臨港交通施設のうち、日の出駐車場	(1) 第4条第1項の許可及び同条第3項の規定による条件の付与(同条第1項の許可に係るものに限る。以下同じ。) (2) 第13条第1項の規定による許可の取消し、使用の制限又は使用場所の変更命令(第4条第1項の許可に係るものに限る。以下同じ。) (3) 当該港湾施設の維持管理に関する業務 (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、当該港湾施設の管理に関して知事が必要と認める業務
	旅客施設のうち、待合所	
	港湾環境整備施設のうち、日の出緑地及び遊歩道	
	港湾管理施設のうち、港湾関連団体用業務室	
御前崎港	荷さばき施設のうち、女岩地区の軌道走行式荷役機械(御前崎港コンテナクレーン2号機を除く。)及び荷さばき地並びに御前崎地区の荷さばき地及び上屋	(1) 第4条第1項の許可及び同条第3項の規定による条件の付与 (2) 第13条第1項の規定による許可の取消し、使用の制限又は使用場所の変更命令 (3) 当該港湾施設の維持管理に関する業務 (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、当該港湾施設の管理に関して知事が必要と認める業務
	保管施設のうち、女岩地区の野積場並びに御前崎地区の中央埠頭野積場1号から4号及び水面貯木場	
	移動式施設のうち、女岩地区の移動式荷役機械	
	港湾管理施設のうち、女岩地区の女岩埠頭備品倉庫及び女岩受変電施設	

浜 名 港	係留施設のうち、プレジャーボート係留施設	(1) 第4条第1項の許可及び同条第3項の規定による条件の付与 (2) 第13条第1項の規定による許可の取消し、使用の制限又は使用場所の変更命令 (3) 当該港湾施設の維持管理に関する業務 (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、当該港湾施設の管理に関して知事が必要と認める業務
-------------	----------------------	--